

菰野町地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 菰野町は、道路運送法（昭和26年法律第183号）、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、利用者の利便の増進のための施策及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、菰野町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償運送及び公共交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 町の公共交通政策の推進に関する事項
- (4) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通網形成計画の策定及び実施に関する事項
- (5) 前号までに掲げるものの他、交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員30名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の指名する者
- (3) 住民及び利用者の代表
- (4) 国土交通省中部運輸局三重運輸支局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の指名する者
- (6) 道路管理者
- (7) 三重県警察四日市西警察署長又はその指名する者
- (8) 学識経験を有する者その他の交通会議の運営上必要と認められる者
- (9) 現に公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行っている団体の指名する者
- (10) 副町長及び町職員
- (11) 前各号に掲げる者の他、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 交通会議に会長、副会長及び座長各1名を置く。

2 会長は副町長とし、交通会議を代表する。

3 副会長及び座長は、委員のうちから、会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 座長は、交通会議の議長となる。

(会議)

第6条 交通会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 委員は、委任状により代理者を出席させることができる。
- 3 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 交通会議の議決方法は、全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれた場合において、議長がやむを得ないと認めるときは、議長及び出席委員の3分の2以上をもって決するものとする。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。
- 6 交通会議は、原則として公開する。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第8条 交通会議は、交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の委員は、第3条に定める委員のうち、協議の内容により会長が必要と認める者で構成する。
- 3 幹事会は、必要に応じて委員以外の者に対し資料の提出、意見等を求めることができる。
- 4 幹事会において協議した事項については、交通会議へ報告するものとする。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、菟野町役場総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月23日から施行する。

附 則 (平成27年10月8日告示第54号)

この告示は、告示の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附 則 (平成29年5月18日告示第118号)

この告示は、告示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。